

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年2月3日～2022年2月16日)

令和4年(2022年)2月18日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>大統領による最高裁判所法改正案の発表 教育法改正案の上院否決・下院再可決 財務大臣の更迭 保健大臣及び教育・科学大臣の記者会見 スパイウェア「ペガサス」を巡る動向 与党「法と正義」(PiS)議員による裁判官の規律・懲戒に関する法案の下院提出 ドゥダ大統領による内閣評議会の招集 「法の支配コンディショナリティ」に関する欧州司法裁判所(ECJ)判決に対するポーランド側の反応 ラウ外相の米国訪問 ドゥダ大統領とマクロン仏大統領との電話会談 ドゥダ大統領とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との電話会談 ドゥダ大統領の中国訪問 ドゥダ大統領とスルテンベルグNATO事務総長との会談 ドゥダ大統領とフォン・デア・ライエン欧州委員長及びミシェル欧州理事会議長との会談 ポーランドへの英軍派遣 サイバー防衛隊の新編 ドゥダ大統領のワイマール・トライアングル首脳会合出席 ラウ外相のOSCEハイレベル会合出席 ドゥダ大統領とエルドアン・トルコ大統領との電話会談 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談 モラヴィエツキ首相とジョンソン英首相との会談 ドゥダ大統領とマッタレッラ・イタリア大統領との電話会談 ウクライナ情勢に関するドゥダ大統領とバイデン米大統領及び欧州各国首脳との電話会談 米軍部隊の追加派遣 ドゥダ大統領とトルドー加首相との電話会談 ラウ外相のモスクワ訪問 無人機の配備 ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との電話会談</p>								<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fx 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてはこちら。</p> <p>お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 サイバー空間上のテロ脅威レベルを引上げ スパイウェア「ペガサス」をめぐる動向</p>								
<p>経済</p> <p>中央銀行、利上げを決定 欧州委員会による経済見通し 2022年1月のインフレ上昇率9.2% 中国がポーランドに物流センターを建設することを宣言 ロシア海域を迂回するための運河を今年中に開通予定 ポーランド、ウクライナと鉄道輸送について再度交渉 鉄道分野の投資スケジュールへの批判 陸上風力発電所導入促進に関する法改正の見通し KGMHと米国 NuScale Power 社がSMR建設の契約に署名 国立研究開発センターの新プログラム「Hydrostrateg」</p>								

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
 欧州でのテロ等に対する注意喚起
 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起
 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ
 「たびレジ」への登録のお願い
 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
 マイナンバーカード取得のお願い
 年金受給者の現況届提出について
 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて
 大使館広報文化センター開館時間
 文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

大統領による最高裁判所法改正案の発表【3日】

3日、ドゥダ大統領は、最高裁判所法改正案を発表した。同改正案には、現行の最高裁規律部を廃止し、11人の裁判官で構成される「職業責任部 (Professional Responsibility Chamber)」を最高裁に新しく創設することや、「職業責任部」の裁判官は、最高裁の各部の長を除く全ての裁判官のうち抽選で選ばれた33人の裁判官の中から大統領が5年間で任期として選出されること、「職業責任部」の裁判官は、現時点で籍を置いている部でも引き続き裁判を行うこと、現行の規律部が既に下した判決のうち、当該判決が裁判官の判断に影響を及ぼした可能性があるものについては、裁判官が当該判決の見直しを求めることができるようになる等の改正点が含まれている。

教育法改正案の上院否決・下院再可決【4日、9日】

4日、上院で教育法改正案について審議・投票が行われ、賛成45票、反対51票、棄権1票で否決され、下院へ差し戻された。

9日、下院で同改正案に関する再度の審議・投票が実施され、賛成233票、反対220票、棄権2票で可決された。今後、同改正案は大統領の署名へ送付される。大統領は、同改正案について、①署名する、②署名を拒否し、下院へ差し戻す、③憲法法廷の審査へ付託する、のいずれかの行動をとらなければならない。

財務大臣の更迭【7日】

7日、与党「法と正義」(PiS)の党幹部による会合が行われ、コシチンスキ財務大臣の更迭が決定された。チェルヴィンスカPiS報道官は、同会合直後の記者会見の場で、これは、同大臣が新しい税制の実施によって起きた欠陥に対する政治的責任を負うこと

に起因すると述べた。同日、ミュレル報道官は、同大臣の辞任がドゥダ大統領によって受け入れられ、新しい財務大臣が就任するまでの間、モラヴィエツキ首相が財務大臣の職務を一時的に代行すると伝えた。なお、2日には、カチンスキPiS党首がポーランド国営通信社PAPのインタビューで「Polish Deal」を巡る混乱について問われ、人事を含む政治的な決定が下されることが必要であると語っていた。

保健大臣及び教育・科学大臣の記者会見【9日】

9日、ニエジェルスキ保健大臣とチャルネク教育・科学大臣は、共同記者会見を開き、新型コロナウイルス感染症に関する水際防疫措置や国内規制措置の緩和を発表した。その後、政府公式HPでは、2月11日から、①ポーランドへ入国する者に課される隔離措置について、出発地を問わず7日間に短縮する(所定の条件を満たすことで隔離措置は免除される)、②濃厚接触者の隔離措置を廃止することが発表され、また、2月15日から、①感染者の隔離期間を10日間から7日間に短縮する、②感染者の同居人の隔離期間は、感染者本人の隔離が完了するまでの間のみとすることが明らかにされた。さらに、両大臣によれば、新型コロナウイルス感染症専用病床のうち約5千床を一般病床に戻すほか、2月21日から学校の授業を対面方式に戻すという。

スパイウェア「ペガサス」を巡る動向【10日】

10日、与党「法と正義」(PiS)を除く全ての議会党派・団体は、2005年から2021年までに行われた市民に対する監視に関する調査委員会を下院に設立することで合意に達した。また、野党は、同委員会が立ち上げられた場合、クキス「クキス'15」党首が委員長を務めることで一致した。

与党「法と正義」(PiS)議員による裁判官の規律・懲戒に関する法案の下院提出【11日】

11日、与党「法と正義」(PiS)議員らは、裁判官の規律・懲戒に関する法案を下院に提出した。同法案によれば、裁判官の規律・懲戒に関する裁判について、現行の最高裁規律部が裁定している裁判官の規律・懲戒に関する事案は最高裁が取り扱うことになる。また、特定の判決を下したことに関連する行為について裁判官が刑事又は規律・懲戒責任を問われている事案について、現在進行中の場合は中止されるとともに、既に終審判決が下されている場合は取消しを申し立てることができるようになる。その際、当該裁判官が職務停止されている場合、職務復帰と失われた給与の回復が伴う。同法案の趣旨によれば、同法案はポーランドの裁判官に対する規律・懲戒制度はEU法に適合しないと判示した2021年7月15日の欧州司法裁判所(ECJ)判決の履行を果たすものであるという。

ドゥダ大統領による内閣評議会の招集【15日】

15日、ドゥダ大統領によって招集された内閣評議会(国内外の特に重要な問題について大統領が首相以下閣僚評議会と協議する閣議)が行われ、ウク

ライナ情勢に対するポーランドの対応が議題となった。同大統領は、「EUとNATOの立場は統一されなければならない。我々は皆、ウクライナに寄り添うべきである。」と述べた。内閣評議会は、行政府が協力して共通の立場に合意するための場であるが、閣僚評議会のような権限は有していない。したがって、内閣評議会の過程で提示された立場や達した合意に法的拘束力はないが、重要な政治的価値を持っているとされる。

「法の支配コンディショナリティ」に関する欧州司法裁判所(ECJ)判決に対するポーランド側の反応【16日】

16日、欧州司法裁判所(ECJ)は、ポーランドとハンガリーが「法の支配コンディショナリティ」メカニズムはEU法に適合しないとして同メカニズムの運用停止を求めた訴えを退ける判決を下した。これを受けて、モラヴィエツキ首相は、「ECJ判決については特に驚いていない。これは、EU機関が権限を拡大する更なる一歩である」と述べた。他方、ジョブロ法務大臣は、「ECJ判決は、モラヴィエツキ首相の深刻で政治的かつ歴史的な間違いを証明した」と語った。

外交・安全保障

ラウ外相の米国訪問【3日～5日】

3日から5日にかけて、ラウ外相は、米国のワシントンを訪れた。同外相は、プリンケン米国務長官及びキャンベル国家安全保障会議(NSC)インド太平洋地域調整官と会談したほか、超党派の米連邦議会議員との会合を行った。また、同外相は、米連邦議会欧州安全保障協力委員会の公聴会において、今年のOSCE議長国として、2022年のポーランド議長国の優先事項を発表した。ポーランド・米国外相会談の主な議題は、現在の欧州の安全保障情勢と、NATO、EU、OSCEにおける同盟国の活動の調整であった。両外相は、ロシアによる緊張のエスカレーションに関連し、ウクライナ周辺の緊迫した状況の解決策を見出すために国際社会がここ数日に講じた措置について議論した。また、両外相は、今後数日間にとられる行動についても議論した。

ドゥダ大統領とマクロン仏大統領との電話会談【3日】

3日、ドゥダ大統領は、マクロン仏大統領と電話会談を行った。両大統領は、欧州の安全保障問題、ウクライナ情勢、ポーランド・EU関係、ワイマール・トライアングル会合の開催計画、ドゥダ大統領の中国訪問について議論した。

ドゥダ大統領とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との電話会談【3日】

3日、ドゥダ大統領は、フォン・デア・ライエン欧州

委員会委員長と電話会談を行った。同会談では、ウクライナ情勢が議論された。同大統領は、フォン・デア・ライエン委員長から、議論を継続するためにブリュッセルに招待されたと明らかにした。

ドゥダ大統領の中国訪問【5日～6日】

5日～6日、ドゥダ大統領は、北京冬季五輪開会式出席のため中国の北京を訪問した。5日には、同大統領は、グテレス国連事務総長やトカエフ・ガザフスタン大統領、ジャパロフ・キルギス大統領、ミルズィヤエフ・ウズベキスタン大統領らと地域の安全保障やウクライナ周辺の状況について話し合った。同大統領は、他の代表団長たちとともに、習近平国家主席夫妻による晩餐会にも出席した。また、6日には、同大統領は、習近平国家主席と会談を行った。

ドゥダ大統領とストルテンベルグNATO事務総長との会談【7日】

7日、ブリュッセルを訪問したドゥダ大統領は、ストルテンベルグNATO事務総長と会談を行った。同大統領は、「NATO東方を強化することが必要であることは疑いの余地はない。誰が見ても、何が起きているのかは明らかである。ロシアは、欧州の我々の部分での軍事的プレゼンスを高めている。ロシアとウクライナの国境付近やベラルーシには、ロシア軍の部隊が続々と到着している。もし、これらの部隊がロシアの駐屯地に戻らなければ、安全保障構造は根

本的に変わってしまうだろう」と述べた。また、同大統領は、NATO—ウクライナ及びNATO—ジョージア形式による会合を開催することを提案した。

ドゥダ大統領とフォン・デア・ライエン欧州委員長及びミシェル欧州理事会議長との会談【7日】

7日、ブリュッセルを訪問したドゥダ大統領は、フォン・デア・ライエン欧州委員長及びミシェル欧州理事会議長とそれぞれ会談を行った。同大統領は、ウクライナ国境情勢について議論したほか、自身が4日に提案した最高裁判所規律部の廃止にかかる最高裁法改正案についても言及した。会談後、ドゥダ大統領は、「EUとNATOの両方において、我々は共に行動すべきである。なぜなら、そうすることによってのみ、我々は、平和と基本的な重要性を持つ国際法を守ることができる」と述べた。また、同大統領は、「EU内のあらゆる紛争は、欧州の団結に反対する人たちにとって格好の材料となる。我々は、彼らに餌を与えてはならず、一刻も早くすべての紛争を解決する必要がある。このことは最近起こっている」と述べた。

ポーランドへの英軍派遣【2月7日】

2月7日、ウォレス英国防大臣は、ポーランドが英国と歩調をあわせてウクライナに対する協力及び支援を進めていることについて感謝するとともに、潜在的な侵略に対して明確かつ決定的な警告を送るため、二国間交流の一環としてポーランドに英海兵隊隷下の第45コマンド部隊の350名を派遣することを表明した。

サイバー防衛隊の新編【2月8日】

2月8日、ブワシュチャク国防大臣は、新たな部隊であるサイバー防衛隊の新編を発表した。新編式典は、軍事技術大学で行われる。新たな部隊は、国防大臣の直轄部隊として、サイバー空間の全領域に対して責任を持つことになる。

ドゥダ大統領のワイマール・トライアングル首脳会合出席【8日】

8日、ベルリンを訪問中のドゥダ大統領は、ポーランド・独・仏のワイマール・トライアングル首脳会合に出席した。同会合は、ショルツ独首相、マクロン仏大統領が出席した。三か国首脳は、ロシアのウクライナ侵攻の脅威に直面した中・東欧地域の安全保障について議論した。ドゥダ大統領は、「我々は、声を揃えて話し、一つの共同体であり、我々を分断させることはできないということを示さなければならない」と述べた。同大統領は、「我々の大いなる任務は、我々の国家の平和と安全を確保し、国際法と領土の一体性を守ることである」と述べ、「このことは、NATOやEUの加盟国ではないが、我々の同盟国である

国々についても同様である」と強調した。

ラウ外相のOSCEハイレベル会合出席【8日】

8日、ラウ外相は、ウィーンで開催されたOSCEハイレベル会合に出席し、ポーランドのOSCE議長国としてのイニシアティブである新たな安全保障対話(Renewed OSCE European Security Dialogue)を表明した。同外相は、同対話の始動は、米露二国間協議やNATO・ロシア理事会での取組に加え、現在の緊迫した安全保障状況の緩和と将来のこのような状況への対応法の策定に向けた重要な一歩となると述べた。また、同外相は、欧州の平和と安全に関する3つの基本原則、すなわち包括的安全保障、不可分な安全保障、平和共存の原則の解釈、それらの相互関係、OSCEの他の原則との関係についての考察を要求したほか、軍事的信頼醸成措置、紛争予防と解決、安全保障の非軍事的側面といったテーマをOSCEで議論することを提案した。さらに、同外相は、OSCEで採択された原則や義務に対する各国の理解や、その履行状況についての考察も提案した。

ドゥダ大統領とエルドアン・トルコ大統領との電話会談【10日】

10日、ドゥダ大統領は、エルドアン・トルコ大統領と電話会談を行った。両大統領は、ウクライナとベラルーシ周辺にロシア軍が集中していることに関連して、地域の治安情勢の問題を提起した。両大統領は、緊張緩和に向けて緊密に協力する意思を強調し、国際法を厳格に尊重する必要があること、そして、それはウクライナの主権と領土の完全性を強制的に制限することに反対することを意味するとの考えで一致した。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【10日】

10日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談の主な議題は、安全保障問題及びウクライナ周辺情勢であった。両大統領は、ベルリンでのワイマール・トライアングル首脳会合やキエフ、北京、ブリュッセルで最近行われた会談について情報交換を行った。同大統領は、ウクライナの主権と領土の一体性に対するポーランドの全面的な支持をゼレンスキー大統領に対して確約した。

モラヴィエツキ首相とジョンソン英首相との会談【10日】

10日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したジョンソン英首相と会談を行った。同首相は、ジョンソン首相の訪問は、欧州の安全保障に対する脅威に直面する中で、二国間関係及びNATOにおける同盟の連帯を強調するものであると強調した。

両首相は、地域の安全保障について議論し、特にロシアのウクライナに対する行動に言及した。会談後、両首相は、ヴェソワの軍事基地の英国とポーランドの兵士を訪問した。同首相は、プーチン露大統領の政治目的は、NATOの解体である。だからこそ、我々がいかに結束しているかを強くアピールしなければならない。NATO東方で起こっている緊張関係について、我々の間には大きな理解がある」と強調した。また、同首相は、「平和と平穏を維持するために、我々は共にあり、共に行動する。そのため、我々はNATO東方を強化し、欧州のこの地域の平和を強化している。共同行動、そして一貫した政策によるのみ、この平和は維持されると確信している」と付言した。

ドゥダ大統領とマッタレッツァ・イタリア大統領との電話会談【10日】

10日、ドゥダ大統領は、マッタレッツァ伊大統領と電話会談を行った。同大統領は、マッタレッツァ大統領に対して再選の祝意を伝えたほか、欧州の安全保障状況について議論した。

ウクライナ情勢に関するドゥダ大統領とバイデン米大統領及び欧州各国首脳との電話会談【11日】

11日、ドゥダ大統領は、ウクライナ情勢に関するバイデン米大統領と欧州各国首脳による電話会談に出席した。同会合の議題は、ロシアのウクライナに対する侵略とウクライナ国境とベラルーシにおけるロシア軍のプレゼンスの増大であった。同会合後、ドゥダ大統領は、「我々は、予想される出来事のシナリオを議論した。西側の指導者たちの間には絶対的な結末があり、ウクライナとの連帯を示し、ウクライナを支援する必要性を深く感じている」と述べた。また、同大統領は、「ウクライナに攻撃があった場合、ロシアに対する制裁体制を完成させることが必要であるとすべての首脳が声を揃えて話した。ウクライナを支援しなければならないし、ロシアの独裁に屈してはならない」と強調した。同会合には、ドゥダ大統領のほか、バイデン米大統領、マクロン仏大統領、ショルツ独首相、ジョンソン英首相、トルドー加首相、ドラギ伊首相、イオハニス・ルーマニア大統領、ストルテンベルグNATO事務総長、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長及びミシェル欧州理事会議長が参加した。

米軍部隊の追加派遣【12日】

2月12日、ブワシュチャク国防大臣は、米国が現在展開中の1,700名に加えて3,000名の兵士をポーランドに新たに派遣することを発表するとともに、「ポーランドはいつでも米軍部隊を受け入れる準備は出来ている。」と述べた。

ドゥダ大統領とトルドー加首相との電話会談【13日】

13日、ドゥダ大統領は、トルドー加首相と電話会談を行い、ウクライナ国境周辺の情勢について議論した。会談後、同大統領は、「トルドー首相との会談に感謝する。ポーランドとカナダは、ウクライナの領土的一体性及び幸福、そしてベラルーシの自由と民主主義のために努力を継続するとともに、献身的であり続ける。我々は、地域の安定性に対する脅威がどこから来るかについて、同じ考えを持っている」とツイートした。

ラウ外相のモスクワ訪問【14日～15日】

14日から15日にかけて、モスクワを訪問したラウ外相は、ラブロフ露外相と会談を行った。会談において、ラウ外相は、地域の緊張を収束させるために、国際法の原則に基づく建設的な対話を継続し、OSCEの既存のメカニズムに関与する必要性を強調した。また、同外相は、2月8日に同外相がウィーンにおいて発表した「欧州の安全保障に関する新たな対話」は、現在の緊迫した国際情勢の中で、OSCEポーランド議長国の重要なイニシアティブであると述べるとともに、露が同対話に積極的に関与することを決定することを期待する、と述べた。同外相は、ポーランドの提案は、露が繰り返し支持してきたOSCEの再活性化と欧州の安全保障構造におけるOSCEの重要性の強化に向けた機会であると考えたと述べ、だからこそ、ポーランド議長国の取組に対する露側の支援を期待している、と付言した。

無人機の配備【15日】

2月15日、無人機「フライアイ」の新たな納入に関する契約が締結された。ポーランド軍は2010年から同無人機を運用しており、陸軍の砲兵部隊、航空偵察部隊、特殊部隊及び国境警備隊に配備されている。

ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との電話会談【15日】

15日、ドゥダ大統領は、シュタインマイヤー独大統領と電話会談を行った。同大統領は、シュタインマイヤー大統領が、2期目の任期を迎えるにあたり、個人的な祝意を伝えるとともに、二国間関係発展のためのこれまでの協力が順調に継続されることへの期待を表明した。また、両大統領は、ベラルーシとウクライナとの国境周辺にロシア軍が駐留していることに関連して、地域の安全保障状況の問題を提起した。両大統領は、モスクワの行動によって引き起こされた緊張を緩和するための外交努力への支持を強調し、ウクライナの領土的一体性と主権を守ることへの断固とした支持を確認した。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【4日、7日、16日】

4日、国境警備隊は、ベラルーシ国境に設置するフェンスの建設状況を公開し、同日にフェンスとして用いられるポールの設置作業を開始したと明らかにした。

7日、国境警備隊は、本年に入ってから確認されたベラルーシ国境での不法越境の試みが1,097件あったことを明らかにした。

16日、モラヴィエツキ首相は、ヴァンシク内務行政副大臣及びプラガ国境警備隊総司令官とともにベラルーシ国境で記者会見を行い、クレムリンが計画する東欧への攻撃は、NATO東側の攻撃でもあると指摘した。

同日、当地ポータルサイトONETは、ベラルーシ国境付近在住者がフェンスの建設に反対していると報じた。同報道によると、2月10日、約20名がフェンスを請け負う会社の事務所前で抗議活動を2時間行ったという。

サイバー空間上のテロ脅威レベルを上げ【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、同日から28日までの間、ポーランド全土におけるサイバー空間上のテロ脅威レベルを第1段階目であるALFAに引き上げるとを発表した。一部報道によると、ウクライナ国防省がサイバー攻撃の被害に遭ったことを受け、脅威レベルを引き上げたとの指摘がある。

スパイウェア「ペガサス」をめぐる動向【16日】

16日、当地紙ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、野党「市民連合」(KO)のウォシコ副党首とブレイジャ・イノヴロツワフ(Inowroclaw)市長がスパイウェア「ペガサス」により監視されていた可能性が高いと報じた。ウォシコ副党首の携帯電話は少なくとも4回攻撃を受けたという。また、両人に対して、子供服を扱う店舗からの広告や携帯電話会社の支払い請求を装ったテキストメッセージが送付されていたとのことである。

経 済

マクロ経済動向・統計

中央銀行、利上げを決定【8日】

8日、金融政策委員会は、2021年10月以降5度目となる利上げを決定した。政策金利を2.25%から2.75%、ロンバート金利を2.75%から3.25%、再割引率を2.30%から2.80%、基準割引率を2.35%から2.85%、預金利率を1.75%から2.25%にそれぞれ引き上げる。同金利は9日から適用される。

欧州委員会による経済見通し【10日】

10日、欧州委員会は2022年冬期経済見通しを発表した。GDP成長率については、2022年は5.5%、2023年は4.2%との見通しを示した(前回発表

表時はそれぞれ5.2%、4.4%と予測していた)。また、物価上昇率については、2022年は6.8%とEU内で最も高くなると予測する。

2022年1月のインフレ上昇率9.2%【15日】

15日、中央統計局(GUS)は、2022年1月のインフラ上昇率を9.2%と発表した。これは前月(12月)8.6%、前々月(11月)7.8%よりも高い数値であり、ガゼタ・ヴィボルチャ紙によれば、ポーランド政府による反インフレ政策を講じても尚、インフレは抑えられておらず、今後二桁台まで達するとの予測を伝えている。

ポーランド産業動向

中国がポーランドに物流センターを建設することを宣言【7日】

6日、ドゥダ大統領は北京で習近平国家主席と会談した。7日、デラ大統領補佐官は、同会談は中東欧の安全保障と両国の経済協力の2つの主要なトピックに焦点を合わせたもので、特に中国が新シルクロードの貿易ルートの一部としてポーランドに物流センターを建設する意思が表明されたと述べた。ポーランドは当該プロジェクトに非常に関心を示しており、中国製品の流通資金がポーランドに留まることからポーランドにとって莫大な利益になると、同補佐官は述べた。また、同会談後、中国側が発表したコ

ミュニケによるとグディニヤのコンテナターミナルの借り上げや拡張なども検討するとされている。

ロシア海域を迂回するための運河を今年中に開通予定【8日】

インフラ省副大臣は、今年中にヴィスワ砂州運河の開通を目指す述べた。当該運河は、エルブロング港からバルト海を繋ぐもので、運河開通により、ロシア海域(バルタイスク海峡)を通過せずにバルト海へのアクセスが可能となる。なお、ロシアは運河の開通により、バルタイスクにあるロシア軍施設の近くを通らずに、NATOの軍艦がヴィスワ湖への進入が可能となることから、カーリーニングラードとロシアの安全

を直接脅かすことになると主張し、当該計画に反対している。

ポーランド、ウクライナと鉄道輸送について再度交渉【15日】

本年1月末の行われたポーランドとウクライナのインフラ担当大臣間での交渉の結果、昨年11月から停止されていた、アジアからウクライナを経由する鉄道輸送が2月上旬に再開された。他方、今後も関係者間の意見交換は継続され、両国間の鉄道輸送を恒久的に改善するためには、両国における輸送貨物の容量を拡大することが必要とみられている。専門家によると、アジアからウクライナを経由する鉄道輸送経路は、昨今重要性が増しているため、今後ウクライナ側がこれをポーランドに対する圧力の道具として使用される恐れがあると指摘している。

鉄道分野の投資スケジュールへの批判【16日】

ホラワ・インフラ副大臣は、新中央空港や関連鉄道路線に関わるポーランド交通ハブプロジェクト(ST

H)のインフラ投資法案を提出した。この法案によると、大規模都市の鉄道接続を改善するプロジェクトが優先されることとなり、シュチェチン高速鉄道プロジェクトは中止され、代わりにシュチェチンと新中央空港の間に航空便が設けられる。

インフラ省、財務省、基金・地域政策省による法案の省庁間協議で、CPK(STH)特別目的会社とPKP・PLK社のSTHにおける鉄道建設スケジュールの相違について多くの意見が出された。両社の優先順位は異なり、異なる時期に特定の路線の建設が計画されていることが指摘された。さらに、財務省によると、計画されている全ての投資に対して十分な資金がなく、法案では2021年から2027年に942億ズロチかかると想定されているが、EUの鉄道向け資金からは258億ズロチしか提供されず、他の国内及びEUの資金も利用可能ではあるが、STH以外の鉄道プロジェクトに使われるとみられている。法案は、近々閣僚評議会で議論される予定である。

エネルギー・環境

陸上風力発電所導入促進に関する法改正の見直し【11日】

開発・技術省は、陸上風力発電の開発を制限するいわゆる距離法の改正が本年第2四半期に下院で承認される予定であると述べた。現在同法案では、風力発電所の建設に関し、居住建築物から風車の高さの10倍以上離さなければならないとされている。

KGMHと米国 NuScale Power 社がSMR建設の契約に署名【14日】

14日、KGMH(ポーランド国営精銅採掘会社)と米国の NuScale Power 社は小型原子炉(SMR)4又は6基の建設に関する契約に署名した。当該 SMRは77MW出力で、最初の原子炉は2029年までに建設される予定であり、オプションで12基まで拡張することも見込んでいる。

この署名式に出席したサシン国有財産大臣は、ポーランドの原子力は現実になりつつあり、SMRは「ビッグ・アトム」(大型原子炉)で計画されている投資を補完するものと述べた。

科学技術

国立研究開発センターの新プログラム「Hydrostrateg」【11日】

11日、国立研究開発センター(NCBR)は新しい戦略プログラム「Hydrostrateg」を発表した。ポーランドの水管理に関する問題に対応するため、資源の利用と管理の効率性を改善するための新しいソリューションを実施することを目指す。本プログラムでは、

環境中における水(biodiversity or bioproductivity)、都市の水、内陸水運の3つの研究分野をカバーする。本プログラムは10年間実施予定で、予算は8億ズロチ、科学機関や高等教育機関を対象とする。本プログラムの最初の募集は本年第2四半期末に発表され、NCBRのウェブサイトに掲載される予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航

する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注): シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご留意ください。また、日本時間12月26日午前0時以降、ポーランドから日本に入国・帰国する全ての方は、検疫所長が指定する場所で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」

展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催:国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所:ワルシャワ市、Zachęta – Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

【開催中】展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されます。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所:クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)